



子どもを抱く母 1916年

第 26 号
1973. 4

書評

編集・発行
関西大学生協同組合
組織部
「書評」編集委員会
大阪工業大学消費生活協同組合
書籍部
「書評」編集委員会

連絡先
吹田市千里山東3-10-1
TEL 388-1121
内線 776

4 飛鳥の四季 高橋三知雄

■ 書評

8 「しいのみ学園」
——心身障害児問題のジレンマ—— 大杉栄一

15 「第三帝国のドイツ文学」
——「第三帝国のドイツ文学」の語るもの—— 山村嘉己

■ わたしの研究ノートから

19 差別の空間構造 (II)
——戦後沖縄の住宅問題・その1—— 末吉栄三

22 ヘーゲル詣で (V) 中埜肇

25 日中文化関係史の一面 (VIII) 増田涉

2 ■ 巻頭言 —— 人間性の追求 ——

28 ■ 編集後記

書籍購入グループを創設し
一括共同購入を推進しよう
書籍の生協一元化をかちとろう

題字は網干善教文学部助教授

カット写真は、ケーテ・コルビッツ「愛と怒り」より

我々が「書評」誌を復刊して一年になる。先の二五号で行なった総括のもとに、書評委員会の更なる発展を目指す、本年度の活動方針を述べていきたい。

ある個人にとっての体験、対象の認識と、その論理的言語表現は個人にとって存在するばかりでなく、社会にとても存在しなければならず、社会が精神的、実践的に統一体をなしている時には、言葉もまた有効であった。しかるに、その日その日がなんとか生きていかれるという経済的繁栄の状態にあり、体制受益感が蔓延している現代のカオスの中で、我々は自分の確に表現する言葉を失なったり、同時に相手の内部にいくこんでいく言葉も失っている。また、価値体系を揺り動かすだけの切迫した不安や恐怖も感じていない。しかし、繁栄し伸びゆくその反面には不安や恐怖を増大させるネガティブな面が存在するであろう。深刻な危機は眼前に存在しうるのである。それを発見し確認する為に、自己を再確認し、問題意識をもたねばならない。そして、そこから湧き起こってくる新しい衝動を表現する言葉を、そのにない手たる最初の具体的集団を創造していかねばならない。そうすることによって逆にまた、自己を変革し、自分の哲学を創出し、状況克服の命題に向かって、変革と創造のパトスを持続化させ、大衆的な意見発表の場を、青臭い思索の場を、またアカデミックな論争の場を次々と創出し、文化的質を向上させ、新たな関大アカデミアを構築しようとすることを書評運動の基礎概念としている。つまり「書評運動」とは文化大衆運動だといえる。そして、その具体的活動として「書評」誌があり、映画会、講演会あるいは討論会等の設定がある。

書評運動の一支柱である「書評」誌は年間のテーマを「人間性の追求」とする。

このテーマの設定理由は、「人間性の追求」それ自身が普遍的な問題であると考えるし、また、最近「人間の復権」とか「人間性の回復」云々という言葉をよく耳にするが、一人人間の本質とは何か？ 人間性とは何か？ それを追求することにより、高度成長政策により極度に機械化され、至る所で環境汚染や公害の問題がおこり、人々は画一化され管理され、家庭や社会における人間関係は稀薄になり、著しい荒廃化現象のみられる現代に、いかに生きべきか、何をなすべきか、という人間疎外の砂漠地たる現状の状況克服の命題を解くことにもなると思われるからである。

このテーマにそって以下具体的に述べてみると、巻頭言については、これは編集人がかわり、編集方針が変更されたような場合にのみ掲載し、従来のように各号毎に巻頭言を載せるのをやめ、かわりに「羅針盤」なる欄を設けたい。「羅針盤」の内容は年間のテーマのもとに定めた各号のモチーフの趣旨説明である。尚、今回のモチーフは「死」ということであるが、詳細は二七号で述べることにする。

人間性の追求

また「書評」誌及び書評委員会における無意識の硬直化を防止し、読者の反応や、欲求を十分に汲みとり、常時、弾力的な運動を展開するという趣旨から、「読者の声」という欄を設け、「書評」誌及び書評運動に対する読者の声（四〇〇字原稿用紙二、三枚）を掲載していきたい。（詳細は二七ページ）

また昨年の末に募集し二度ばかり意見聴取を行なったモニターについては、再度検討し十分に趣旨説明をした上で、人員を増やすと共に十分な活用をはかりたい。

それから、前述のテーマの上に立って自由でかつ潑刺とした論争の契機として、我々自身の学習の上に立ってテーマを決めて、それについての懸賞論文の募集を行ないたいと考えている。

尚、あわせて新刊書や話題の本等の書物の紹介も広く行ない、漸次発行部数の増加をはかっていきたい。「書評」誌はそのタイトルから、単に書物を媒介とするいわゆる「書評・オンリー」のイメージをもたれがちだが、我々はそれに限定する気持はさらさらもっていない。複雑な現状を斬る時、書物を媒介とするだけでは支障をきたすこともあるうし、多種多様のアプローチがあるう。従って形式は単に書評に限るものではない。

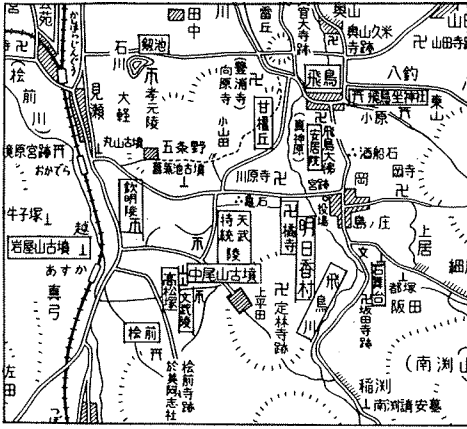
書評運動のもう一つの支柱であり、「書評」誌を補完し、運動を一層立体的な、総合的なものとする映画会、講演会及び討論会等に関しては、書評委員会内部において十分に学習をすることにより、テーマにそって具体的に整理した個別課題に対して客観的に必要十分な見解を表明した後、映画及び講演等の内容を分析検討し、映画会、講演会及び討論会等を設定していきたい。

現代は、ある本を読み、それを批判することは非常に容易なことであり、それなりに批判というものも筋が通ってしまい、自己の貧困を隠蔽することが可能な時代である。つまり、価値が多元化し、価値が多元化すればするほど、何もかも批判することが可能になってくるのである。そういう意味で、現代は動乱期であり、変革期である。それは魚と水が合わなくなる時期であり、それにもかかわらず多くの魚は水の存在に気がついていないのである。水―安定期を支えた価値観の存在を知り、自ら体験的に検討する人間が必要なのである。

我々の内部においても、問題の整理は完全でなく、問題意識の欠如が見られ、まさに無意識の硬直化に陥いっている。それを打破する為に自らが学習し、同時に、読者の強固な支持と圧倒的な結果により、個々の質を高めなければならない。

書評運動の一翼を担う「書評」誌、映画会、講演会及び討論会等が緻密な関連を保ちながらも、自律的に運営のできる人材の養成とプロジェクトチームを創造する（組織化）という基盤の上に、他大学との合同編集の問題も対処しうることを記して四八年度の活動方針としたい。

飛鳥の四季



高橋三知雄

飛鳥駅で下車したのは、わずか数人だった。

一〇〇メートルほど西に歩くと、小高い丘の上にはぽっかりと口を開けているのが岩屋山古墳である。暗闇に目がなれてくると、磨きあげられた石室の見事さに、今更ながら驚かされる。天井石は一枚の巨石である。古墳も季節によって美いをかえる。秋には、落葉と鳥糞の黄色い衣をまとっているが、梅雨のころ

に訪れると、あじさいの花をアクセサリーにして、石はしつとりと雨にうたれている。

いつものように於美阿志神社へとむかっただ。神社の前には櫛前の集落が静まりかえっている。私はこの集落が大好きで、訪れるたびに写真を撮る。急な勾配の大和棟もさることながら、やわらかな秋の陽光を浴びた白壁の美しさはたとえようもない。石舞台や甘檜丘では今日も観光バスが列をなしているであろうが、この櫛前の地には人影はほとんどない。邪魔な人物が写らないよう、カメラをかまえていらいらする必要もない。神社から文武天皇陵への道でも、農夫以外にはだれも出会わなかった。みかんも色づいて、御陵の松の緑をバックに、カラー写真はもってこいの景色である。空はぬける

ように青い。

さ櫛の隈 櫛の隈川の 瀬を早ま

君が手取ちは 言番せむかも

と、万葉にうたわれた櫛隈川一といっても飛鳥川に劣らず田舎のどぶ川であるがーにそって歩いた。飛鳥京を発掘している〇君から、文武天皇の北で古墳の切石の一部が見つかり、近く発掘する予定だと聞いていたが、それがどこかと探してみても、大学紛争の年の秋にやりきれない気分でのあたりを歩いていた時のことを思い出していた。どんな政治的な立場をとっても、機動隊の常駐が望ましくないので、機動隊の袖にすがっていらして、無期限ストライキを決議したはずの学生も、知らん顔で講義に出ている。勝手にしろ、真面目に考えるのが馬鹿らしくなってきた。そんな心境がしばらく続いたが、これを救ってくれたのは、千里山線の車中で顔見知りの学生と雑談しているとき、彼女が何気なくつぶやいた一言であった。「私は無期限ストに賛成しました。だから、ストが解除されるまで講義には出席しなかつたのです。」

晩秋には暖かな日だったが、さすがに夕ぐれになると風は冷たい。スキ

の種も真白になり、冬の近いことを告げ
ていた。

二

飛鳥でも、一冬に一度や二度は大雪が
降る。白一色の飛鳥もすばらしい。赤や
青の色屋根も、このときはかりは飛鳥の
景観から姿を消してくれる。昨年二月
一日も大雪だった。日ごろ寝ぼすけの
私も、早朝からカメラをかついて家をと
び出した。家族の者は「またか」とすっ
かり観念しているようだ。飛鳥まで三時
間、急がないと雪が消えてしまう。

飛鳥坐神社のうしろの白壁の集落が大
原の里である。一三〇〇年前の雪の日、
天武天皇は、

わが里に 大雪降り 大原の
古りにしりに 降ちまくは後

とうたつて、大原の実家に帰っている藤
原夫人に贈った。私は何度か雪の大原を
撮影したが、なかなか思うようなものが
撮れなかった。しかし、今日ばかりは、
ふつくと積った雪に日の光が照り映え、
一軒の民家からは、かまどの煙がゆらゆ
らと晴れた空に昇っていく。まるで一幅
の絵をみるような美しさだ。だが、ここ
にもやがて道路が通るといふ。雪の大原
はこれで見納めであろうか。保存といふ
名目の観光開発で、飛鳥の良さが次第に

失われていく昨今である。

ぶらぶら歩いているとタクシーが降り、
「写真でっか」と声をかけられた。タク
シー会社に勤めるKさんである。「いま
ごろ飛鳥を歩いてるのは先生くらいだっ
しゃろ。」そういうKさんもカメラを持
っている。仕事の合間に雪景色を写して
いるのだという。私と五十歩百歩だ。雪
のなかを歩いていたので、靴下までびっ
しりになっていた。帰りの電車に乗る
と、急に疲れを覚えた。そのはずだ。今
年も過剰警備とも思える入試の検閲で、
さんざん酷使されたのだ。同僚の事故を
思い出して暗い気分になった。

三

春になると飛鳥はブームで沸き返った。
いうまでもなく、文武陵のすぐ近くの小
さな古墳から、飛鳥びとが突然にその華
麗な姿を現わしたからである。飛鳥の保
存が関心をよんだときも、権限の地は、
さしたる遺跡もないために開発の予定地
とされていた。これに対し、私の恩師で
ある大養孝先生は「飛鳥文化を支えた源
はこの地だ。ぼくは掘るほうはわからな
いが、掘っていったら何が出てくるかわ
からん」と権限の地の大切さを強調され
ていたが、まさに予言的中である。壁画
の検出が、飛鳥保存に精力的に活躍され

ている末永先生や網干先生によってなさ
れたのもうれしかった。広い飛鳥の調査
は、まだ何百分の一もなされていないの
だ。現在の学問水準で重要であるとかな
いと断定することはできない。それは、
日本中のすべての文化遺跡についても同
じである。

人々の足は、これまでほとんど見向き
もされなかった権限の里にむけられた。
昨今では、あちこちの本で白壁の集落の
写真を見出すことも多くなった。それ
も権限の地は広いから、高松塚を一步は
ずれた中尾山古墳を訪れる人影はない。
江戸時代には、一時、文武天皇陵と考
えられたこともあるこの古墳も、いまは封
土をはぎ取られて巨石をむき出しにして
いる。

天武・持統合葬陵が藤原京の朱雀大路
の延長線上にあることは従来から指摘さ
れていたが、高松塚もこの線に近いため
それを根拠に被葬者を推定する意見が出
された。実際には、高松塚も中尾山古墳
も一〇〇メートル以上ずれているが、そ
れぐらいは許容範囲であって大局的には
線にのるといふのだ。マス・コミは、聖
なるラインと書き立てた。しかし、こ
の一〇〇メートルのずれが誤差を意味す
るならば問題である。天武・持統陵から
高松塚まではわずか七〇〇メートルほど
の距離である。高松塚は当時における最

高の技術を用いて築造されたであろうが、
その技術は、わずか七〇〇メートルで一
〇〇メートルあまりも誤差を出す程度の
ものだったのだろうか。もしそだとす
れば、飛鳥京や藤原京はもとより、当時
建立された寺院も誤差だらけということ
になりかねない。一〇〇メートルのずれ
は誤差では説明できない。そうすると、
高松塚は意識的にラインからずらされた
か、あるいはラインそのものが想定され
ていなかったかであり、いずれにせよ、
大局的にはラインにのらない。高松塚や
中尾山のような立派な古墳がのらないこ
とは、ラインの存在を想定すること自体
に疑問があるということになりかねない。

あるいは、持統天皇が都の真南に亡き天
の天武天皇の御陵を築いて、しのぶよす
がにしたのではないかと専門家の意見
もあるが、現地に立てば明らかのように、
残念ながら甘徳丘が邪魔になって、藤原
宮からは天武・持統陵は絶対に見えない。
中尾山古墳は丘の上にあるので、非常
にながめがよい。これも私の撮影の穴場
なのである。春にはスモモの白い花が一
面に咲き匂うからた。

春城山に 立つ雲の

立ちも坐ても 妹を思ふ

花のむこうには、金剛・葛城の山々が春
霞にかすんでいる。

四月も下旬になると、飛鳥の野はレン

ゲの花にうまる。都会の子らにレンゲ畑で思ふ存分遊んでらおうという村の好意によるものである。万葉時代にレンゲがあったかなかったかということが発端となつて、飛鳥の保存とは何を守るのかという議論が起つたことがあるが、「保存の対象は現在の飛鳥の姿である。それが二一〇年前の飛鳥と同じでないのは自明のことであるが、人為的に変更しない方がいい、現在の飛鳥の風土から古代の歴史や文学を思索することは可能だ」という趣旨の私の投書が新聞に掲載され、以後、論争は沙汰止みになつてしまつた。

快晴の日よりも、くもりのときのほうがレンゲは印象的である。レンゲの赤が浮き上つてみえるからだ。ところどころに名もない黄色の花が色どりをそえている。浄御原宮伝承地に立つと、レンゲ論争をよそで、天香久山がゆつたりと横たわつてゐる。その左の円錐形の山は耳成山である。あせ道を歩いてみると、大きな青大将がねて道についてびっくりさせられるものこの頃だ。

四

甘樫丘の中腹にある万葉歌碑には夏草が生い茂つてゐた。志貴皇子の歌を刻んだこの歌碑は、数年前、我々教子子、大養先生の遺稿をお祝ひして、村の方々

の暖かい協力を得て建立したものである。この歌碑をこよなく愛しておられた奥様は、昨年の五月、突然に亡くなられた。数日前にこやかに玄関で見送つて下さつたのが、最後のおわかれになつてしまつた。Y君の知らせでかけつけると、九州を御旅行中の先生も飛行機で帰つてこられたところであつた。何か話そうとしたが声にはならなかつた。

甘樫丘から東の敵傍山を望んだところは、かつては飛鳥の代表的な風景であつたが、攝原市の大規模な宅地造成のために、景観は一変してしまつた。いまでは逆光線を利用して色屋根を真黒につぶしてしまふしか、写真のとりようがない。敵傍山の左にラクダのごぶのようにみえる二つの家が二上山である。高松塚もそうだが、飛鳥の古墳には、この山から切り出された石材で作られたものが多い。今日の撮影のねらいは二上山の夕景である。

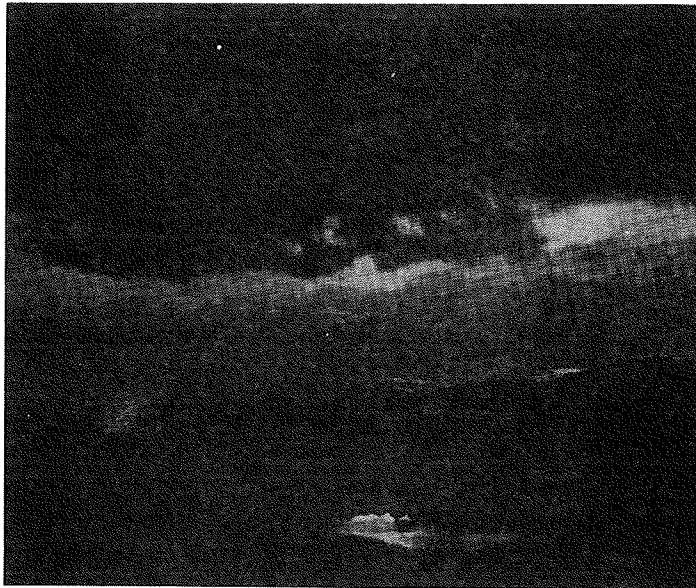
うつそみの人なる我や 明日よりは
二上山を 弟と我が見む
題詞には、大津皇子の屍を真城の二上山に移し葬る時に、大伯皇女の哀しむ傷みて作らず歌、とある。
壁画の出現は、我々を古代の世界へと誘つてくれた。あの岩屋山古墳にも壁画があつたのではなからうか、天井石は星宿を描くのかっこうの広さだ、などと想

像の翼を伸ばすことができる。とくに、私のような素人は間違つていて元々だから、これも全くと素人の思ひつきで、眉につばして読んでほしいが、私は、最近、高松塚の被葬者として大津皇子の可能性を考えている。勿論、大津は二四才で死んでいるから、四〇才以上という人骨鑑定には適合しないが、被葬者として挙げられている人物ですべての条件にかなつていないものはないし、推定年齢以外の条件はびつたりと大津皇子に合致するのだ。まず、四神と天井の星宿(星座)は、有坂・奥村両先生のいわれるように王者の象徴であるから、被葬者は天皇か皇太子級の人物に限られる。なるほど、当時は草壁皇子が皇太子であつたが、それにもかかわらず、日本書記によれば、天武二年には、「大津の皇子、始めて朝政聴しめき」とあるほど、大津はすぐれた人物であつた。天武天皇崩御の直後、謀反

のかでて死罪に処せられるが、これは、草壁のライバルである大津を抹殺しようとした持統天皇御のたくらみであつたといわれている。また、四神と星宿は明らかに中国の思想に起源がある。多少こじつけになるが、日本書記に「詩賦の興るは大津より始めり」と記されているほど、大津は漢詩をよくしたことも付け加えておこう。次に、有坂先生は、人物図

の服装は天武末年から持統初年のものだと いわれるが、大津の死は天武崩御の約一カ月後であるし、副葬品中の大刀が鑿製であるのも条件にかなつてゐる。あるいは、謀反によつて殺された大津が高松塚のような美しい墓に丁重に葬られるはずがないともいわれるが、私は逆だと思つた。日本書記が絶賛するほど文武に優れた度量も大きく人望があつていた大津をさらしもの扱いにすることは、決してわが子の草壁のためにほならない。持統は、むしろ丁重に大津を葬つたであらう。しかも人骨鑑定によれば、被葬者はたくましく、死の直前まで元気であり急死した可能性が強いといわれるが、これまた、大津皇子ならば、あまりにもびつたりと適合しすぎるのだ。

現在、二上山の雄岳には大津皇子の墓がある。しかし、奈良県遺跡地図には、「大津皇子墓 墳墓、奈良・前」とある。つまり、時代も合わないし墳墓かどうかさえも断定できないのである。しかも、現在のところ、二上山中には他に一基も古墳の存在は確認されていない。断定はできないが、この山は人を葬るような場所とは考えられていなかったのではなからうか。
大津の墓が二上山にあると考えられているのは、万葉集の題詞が根拠となつてゐる。しかし、弟がそこに葬られてゐる



(二上山)

から二上山を弟と思おうという意味にしか、この歌は解釈のしようがないのだからか。万葉集の巻七に、
紀路にこそ 妹山ありといへ みくしげの 二上山も 妹こそありけれ
という歌がある。紀ノ川をはきんで妹山と背山があり、
吾妹子に わが恋ひ行けば 羨しくも
並び居るかも 妹と背の山
など、仲良く二つ並ぶ山の姿から、旅人

が妻を思った歌が万葉集に数多く見出される。先の歌は、紀路の妹山と背山を思いつつ、一家が並んでいる二上山にも妹があるのだという意味である。現在でも高い方を雌岳、低い方を雄岳とよんでいるが、ここである「妹」とは雌岳のことである。そこで私は次のように考えるのだ。弟がそこに葬られているからではなく、二上山の二家相並ぶ姿をみて、大伯皇女は「二上山を弟と我が見む」とうたった。ところが、後に編者が、この歌から大津皇子自身が二上山に葬られたと想って、右のような題詞を付けたのではないだろうか。大伯皇女と大津皇子は同母の姉弟であるが、母をはやくなくしてから姉弟の情は大変に深かったらしい。しかし冷酷な古代の政治は姉弟の愛を無残に引き裂いてしまった。皇女の作歌は全部で六首。すべて皇子にかなするものであり、いずれも万葉集中屈指の絶唱といわれているが、私のように解釈しても歌の価値が損われることはないと思う。

事のついでに、もう一つこちたき議論をしてみよう。よく誤解されるのだが、四神は獣類を神格化したものではなく、高松塚の天井にも描かれている二八の星座を七個つつ四方にわけて、それぞれを形に現わしたものである。したがって、玄式なら北方で首を西にし、尾を東にするというように、方位と首尾の方向はすべて一定している。朱雀については確認できないが、高松塚の四神は方位、方向とも完全に正確である。四神といえは、これまで薬師寺本尊の台座のものがよく知られていたが、秋ごろ、この玄武の首尾が逆、つまり首が東で尾が西になっていることに気付いた。玄武以外は正確に配置されている。どう考えても判らぬので、「大津皇子の怨霊かいな」などと冗談をいっていた。高松塚についても怨霊説が出されているが、その誤りは「書評二五号」で網干先生が指摘されている。一言付け加えれば、この説は頭蓋骨が最初からなかったとの推定から出発するが、他の部分の骨がほぼ完全に残っていないがら頭蓋骨だけがないのならば、そのような推定はなり立つかも知れない。ところが高松塚の骨の量は成年男子一体のそれと比較すればかなり少ない。頭蓋骨以外の骨はすべてあるといっても、それは破片として残っているものを加えればの話であり、かなりの量の骨が失われていることは疑いない。すなわち、頭蓋骨だけがないのではなく、頭蓋骨もないのである。それらの骨は盗掘の際に放り出されたときみなければならぬ。事実、私が現地を訪れたときも、棺の破片が盗掘の痕から検出されていた。そうすると、特別の意図はなくとも、盗掘の際に他の骨と共に頭蓋骨も丸ごと古墳の外に放り出

された可能性をまず考えなければならぬ。怨霊説を成り立たせようとすれば、頭蓋骨は最初からなかったが、他の骨は後に盗掘などによって失われたということとを証明しなければならぬ。

それはともかく、玄武のグロテスクな姿が頭にこびりついて一カ月ほど過ぎたある日、電車の中で高松塚の本をめぐっていると、薬師寺本尊台座と同じ配列の四神図があったのだ。それは、四神を見るときはまず玄武を見るのがいちばん常識だからといって、薬師寺のそれと共に

高松塚の四神図と常に比較されている唐の時代の四神鏡である。しかも面白いことには、隋の時代の鏡の玄武はこれと逆の方向をむいており、その二つの玄武の写真が、玄武二態として同一のページに載せられている。どうやら、四神の首尾の方向については、これまでほとんど関心が示されていなかったらしい。私はこの事実を有坂、網干、奥村の三先生に知らせた。素人の私にはこれ以上のことは判らない。いずれ三先生がこれを解明して下さるであろう。それを楽しみに

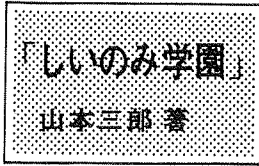
している。

勿論、甘樫丘で二上山の残照を見ていたときには、大津皇子はあの山に葬られていると信じていたし、まして玄武のことなど考えてもいなかった。長かった夏の日が山々の緑線をつきりと浮び上らうとき、和田の池や剱池の水面が金色に輝き始めた。夕立ちの名残りの黒雲が残っていたので、凄じいばかりの風景になった。金馬西宮に臨み(夕日が西の山に沈まんとする)で始まる大津皇子臨終のときの漢詩そのままの光景を眼の当

りに見ているようだ。こんなチャンスはめったにあるものではない。私は夢中でシャッターを切っていた。気がつくとも、周囲はすっかり闇に包まれている。一人で写真を撮っていること、ふと云い知れない孤独感に襲われることがある。私は急いで道具を片付けて、ふもとのYさんの家へと走った。

(昭和四八年一月三日)

法学部助教授
たかはし・みちお



心身障害児問題のジレンマ

大杉栄一

「教育を受ける権利とは」

本書「しいのみ学園」は我が子の二人までが小児マヒの子供を持つ、ある教育

者の親としての苦闘の生活記録であり、教育者としての障害児教育の実践の記録である。私が最初に「しいのみ学園」という本を知り、障害児の施設の実態を知

ったのは、確か一〇年前であった。当時の私は何の問題意識も持っておらず、あまりにも貧しい我国の福祉行政に憤りを覚えると同時に、著者の涙ぐましい親

として、教育者としての温かい血の通った愛情教育に心打たれただけであった。当時は我国の社会福祉行政の貧困さとか、障害児への切り捨て教育政策に対する怒りというよりは、むしろ、著者の感動的な活動に胸をうたれた方が強かったのであるが、現在自分自身が僅かばかりであるが、重症障害児の教育問題や底辺労働者居住地区における未就学児問題に關する中で、「しいのみ学園」とその後、続編として書かれた「統しいのみ学園」を読み返すと改めて障害児の教育の問題が鋭く胸に迫ってくるのを覚える。と同

時に「しいのみ学園」の書かれた時代からすでに一〇数年が経っているのに旧態依然として少しも障害児教育の問題が解決の方向に向って進んでいないことを痛感させられた。「しいのみ学園」は小児マヒの子供の施設であるが、障害児といっても、身体障害だけではなく精神薄弱を伴った子供の施設である。著者も書いておられるように、一般的に身体だけの障害者とか、精神薄弱だけの施設はそれなり不十分ではあるが、設置されており、それなりの教育が行われているが、両方を伴った障害者の教育施設は数少ないし、又、そのような障害者の教育は全て教育から切り捨てられているのが現実であるといつても決して過言ではないほどである。だからこそ、余計に著者の苦しみの教育実践があると言えるのであるが、根本的なことは、著者が何気なく逆説的に書いているように、「このように身体が不自由でその上知能まで犯され、身体と精神の両面の障害を受けている二重苦の子供たちに、果して教育が可能であるのか。」という重症障害者の教育の問題であり、教育権の問題である。つまり教育権とは極言すれば生存権のことである。少なくとも私はそのように考えている。だが、ここでいう教育とは決して単なる公教育だけを意味するものではない、生存権としての教育である。この教

育を受ける権利は何人であらうとも有しているものであり、決して奪われてはならないものであるにも拘らず、現実的にはどうであらうか？ 教育法に基づき就学猶予、あるいは就学免除という名の下に全ゆる教育権を剝奪され人間として切り捨てられている。私自身が多くの重症障害児を持つ家庭の実態を見聞して知ったことは、就学猶予の猶予は自発的、出すものではなくその地区の教育委員会から強制的に出させられているという現実の実態であり、就学免除の免除も全く同様に強制的な教育権の剝奪以外の何物をも功を呈していないのが現実である。私がここで、何が故、教育権の剝奪かと言うと、教育法には就学猶予や免除ができる」と書いてあるが、せねばならないとは規定しておらず、更に障害者が通常の学校へ通ってはならないとも規定してはいない。ということとは逆に、いかなる障害者であつても通常の学校で学ぶ権利があると言えざるを得ない。それなのに、何が故、障害者は通常の教育を受ける権利を奪われているのであろうか、何が故、教育においても差別されているのであろうか、これこそが根本的な問題と言える。それは資本主義社会においては資本の論理が全てを支配するからだと言えるのではないだろうか、何故なら資本の論理は労働力商品として役に立たない人間を必

要としないからである。田中政府は今年こそ社会福祉を充実する政策を進めるといつている。しかし、資本制社会における社会福祉とは障害者等の施設を多くするという以外のことは意味しない。ところが、施設を作り、そこに障害者を閉じこめることは逆に、障害者を健常人と区別する差別を助長することになっている。これが現実的な問題になっていく。以下の二つの報告はこの問題に突き当たりつつボランティア活動をしているト君とN君の報告ですが、「しいのみ学園」と併せて読んでもらいたく掲載した次第です。

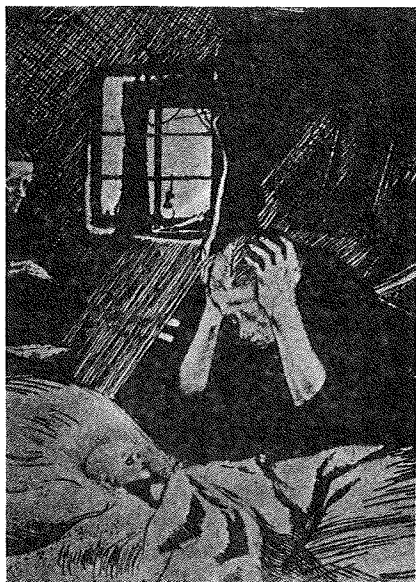
（注、S君問題とは一昨年大阪教育大学におきた障害者への入学差別事件のことです。結果として、S君は入学を許されましたが、入学差別の本質、つまり、教育大学は教師養成大学であり教師として不適当な者は入学させないという差別。例えば教師にならなくても教師の勉強を大学において学ぶ権利があるにも拘らず差別されたことの本質を問うことができなかつたことにおいては敗北であつた闘争のことである。いかなる人間たりとも教育の機会均等は与えられねばならないという大原則を問うことができなかったが故に敗北である。）

S市の重症心身障害児 通園施設の実践報告

《S市の重症心身障害児 通園施設の問題》

この施設は、障害があるという理由でもって、教育行政・福祉行政から排除されてきた子ども達の父母が、私たちの子どもにも集団教育が絶対必要（社会の中で生きていくことの必要性）であると確信し、そして、子どもたちの集団教育の保障を関係当局に訴えるなかから、昭和四四年六月S市が「医療と教育の合体」を旨とするパイオニア的な通園施設であるといふれこみによって、何ら経済的・人的基盤もない民間の医療法人に業務委託するという形態で開設されました。しかし、当初から、この施設が存在そのものが、多くの定員（現在子どもの定員は一〇名）以外の者（在宅児）にとつて差別・差別機能を果たすという矛盾を抱えており、又、委託という無責任な事業形態のため多くの問題点がありました。現在に至るまで、S市当局の無責任な行政のため何一つ問題点はかたづいていません。

そして、その問題点の一つには、場所が狭いため、保育室が二坪足らずのプレハブ一室であり、そのため、一〇名つ



織工たちのためのエチュード 窮乏 1893~94年

つの「グループ」編成で隔日通園が余儀なくさせられており、子どもたちの生活のリズムが不安定であり、又、運動場が狭いため活動力の激しい子どもたちには、十分のびのびできないということがある。（但し、前述した隔日通園の問題は、場所の狭さだけでなく、委託費がわずかなため十分な職員が雇えないことにも基因していると思われる。）そして、この場所は、前述した医療法人の理事長が経営している病院内にあり、運動場は、患者さんと共有であり、午前中しか保育はできないのである。

第一点には、通園に際して、通園バスがなく、父母の付添が余儀なくさせられ

ており、父母の健康上や家庭の事情により子どもが通園できない日も生じることがある。（父母たちは、付添いをなくするため通園バスを要求してきたが、S市当局は、通園バスの維持費、特に人件費が多額にのいるため、通園バスをもうけることを拒否し、昭和四十七年度からS市当局は、通園バスの代わりに、通園時における交通費1タクソード代の半額を支払うことを父母に強制してきたのである。このことからわかるように、S市はあくまでも、安上がりの福祉行政しか考えていないのである。）

第三点には、委託費の大部分は人件費に使用され、子ども達の必要な教材も購

入できないのであり、又、子ども達の園内における負傷に対しての治療費も一切出ないことがある。

第四点には、労働者の待遇が非常勤・日給であり、一切の社会保険もなく、労働者は流動的で、確保が困難であり、又、そのことよって、親子に与える影響が多大であるということがある。

以上の問題を打破するため、S市における重症心身障害児通園施設の労働者は、S市当局へ三度の公開質問状と数十回におよぶ交渉をもったが、S市当局は、三度の公開質問状に対し、一度たりとも回答は出さなかつたのであり、又、交渉をもつにいたっても、当初、市当局は一貫として、児童・労働者の責任に關しては委託者であり、労働者との交渉はもつ必要はないと主張していたが、労働者側は、あくまでも、S市における重症心身障害児通園施設の責任は、S市にあるのだということ、交渉を継続し、勝ち取ってきているが、現在に至るまで、S市当局は、何ら一切誠意ある回答を示していないのである。そして、この間、S市当局と交渉をもつと同時に、受託先の医療法人の理事長H市市の重症心身障害児通園施設園長とも交渉をもってきたが、その中で、唯一、より明らかにしたのは、委託業務とは、まさに、児童・労働者に対する責任性をあいまいにするというこ

とであった。

『学籍獲得への闘い』

『学籍獲得の動機』

この通園施設に通う学齢期に達している子どもも全ては、集団教育不適合、という名のもとに、公教育の場から、一切葬り去られていた子どもたちであった。しかし、一昨年の秋に、母親と職員との間で、就学問題について話し合う中から、何故、バスや電車を利用して、わざわざ遠くにある施設に通わなければならないのか、本来から言えば、近くにあり校区の学校に通うことが当然ではないかということや、又、隔日の通園であるが、この施設に通うことよって、子どもたちが、日々変化（成長）するのを、目のあたりで見ることよって、集団教育H決断して、特定の限定された子どもたちの集団だけではない。）の必要性を肌身で感じることよって、そして、少なくとも、公教育の現場の教師達に、障害があるということだけでもって、公教育から切り捨てられている子ども達が、現実に存在しているのだということを知ってもらうために、学籍をとって、実際、学校へ行ってみようということが出されてきたのである。

しかし、学籍をとらうかと決めた父母たちは、いろんなことで不安であった。その中で、多くの父母たちもあっていた不安は、今まで、学校教育から切り捨てられていた子どもが、公教育（＝普通学校）で学籍をとっても、教育の内容が保障されないだろうし、むしろ、『お客さん』扱いにされるのがおちでないだろうかということであり、又、同じ学校に通うことになる兄弟姉妹に対し、なんらかの災いが生じるのではないか、（このようなことは、普通学校に籍を置いていたこの施設の子どもの妹が、その妹の担任に、兄のことで、いやがらせを言われたという事実も、前述の話し合いの中で出されていた。）ということであった。

そして、実を言うと、多くの父母たちの気持ちとしては、この現在通園している施設の充実の方（この件に関して、父母たちは、S市当局に対し二度の要求書と教回の交渉をとうているのである。）が学籍を獲得するという問題より、より具体的・現実的な問題としてあったのである。

（知能テスト・健康診断 断時前後における情況）

知能テスト・健康診断を受けるまでに、二年間就学躰子を出していた子どもの家

庭に、就学通知が出ていないという事態が生じたのであり、このことは、教育委員会が就学躰子を出している家庭も、就学通知を出さなければならぬのに、父母の意志に関係なく、自動的に就学免除扱いにしようとしていたのである。又、就学免除を出していた子どももいたが、そのことも又、教育委員会との交渉で、母親自身が就学通知を教育委員会から出させることを勝ち取ったのである。そして、又、就学に達する子どもも一家庭へ地区の民生委員が、就学免除を出すように強制してきたという事態も生じたが、このことに関しても父母の固い意志をもって解決されたのである。

こういう経過を経て、父母たちは、前述したように学籍を取ることに関しつきりとわりきれない心情であったが、とにかく、どんな子どもでも校への学校に通学するのは、当然であるのだという固い意志をもって、二月の初旬からはじまる知能テスト・健康診断を受けに行ったのである。

そして、その知能テスト・健康診断時において、とくに知能テストの時において、はじめて、その場に居る教師たちに障害をもった子どもであることがわかり、そこで、大抵の教師たちはとまどい、困難をきたすのであり、中には、泣き出しそうになる教師まで出てきたのである。

（このことは、障害児をはじめてみることによる動揺であると同時に、知能テストが正常に行えないことに対する、困惑が教師たちにあつたと思われる。）

そして、知能テスト・健康診断が終わると同時に、学校当局からの呼び出しがかり、その席において必ずといっていい程、各学校の校長たちは、うちの学校では、障害をもった児童が通学できるような設備等が整っていないので不適切であると言ひ、養護学校へ行くように強要してくるのであるが、学校が責任をもつて養護学校へ通えるようにするのと言って詰め寄ると、どの校長も沈黙してしまふのであり、このことによつて、はじめて、学籍の確保だけはできたといえるのである。そして、その後も、学籍だけを確保するのではなく、教育の中味として学校は具体的に子どもたちをどう受け入れるかということで、数度話し合いを学校当局もつたが、学校側は、障害児を受け入れる態勢はないことを言いつけ、仕方なく、多くの学校は、父母の付添いがあれば通学してもいいと言ひ出し、又、時間と通学の日を制限してきた学校も出てきたのであつた。

そして、この間の話し合いにおいて学校当局の出席は、校長・教頭であり、通学してもいいという頃になつて、やっと、担任も加えて話し合いが出来るようになったのであり、全く、他の教師との話し合いも出来なかつたのであり、学籍獲得における目的の一つであつた、教師のすべてに学校教育から排除されている障害児の存在を知らしめることができなかったのである。又、この話し合いによつて、子どもを受け入れる入れないは、学校全体の問題として決めるのではなく、校長の権限によつて決められているのではないかという疑問が残つた。

（入学時から現在に至るまでの情況）

四月以降、実際に通学を勝ち取つて学校へ通つたが、このことは、すべて父母の負担でもって行なわれているのであり、障害児の教育の保障に対し多くの教師達は、なんら問題にせず、放置したままであり、今まで学校から排除してきた障害児を受け入れることもしんどきを、全面的に担任教師へしわ寄せしているのである。そして、この母親の通学・授業時における付添い（授業時の父母の付添い）をやつていない学校もあるが、この学校では、担任が子どもを受け入れることを拒否し、校長あるいは手の空いた教師が見ているのである。）、他の子どもや教師に対して、自分の子どもが授業中に動き回つたり、奇声を発することによつて授業

のじゃまになつたのではないかということや、差別・偏見の目で見られているのではないかという等の精神的負担とともに付添いそれ自体の肉体的負担を生じさせ、今まさに、そのことが、極限状態となつているのであり、すでに、この負担のために通学できないようになつた子どももいるのである。そして、その子ども達に対しても学校側は一切放置したまま現在まで来ているのである。

そして、教育の保障がなされていない現状であるが、障害をもつた子が学校へ行き、いろんな子ども達と触れ合うことによつて、その子どもも自身が、人との交わりを楽しむ身をもつて知り、又、日々除々にはあるが変わりつつあるのだ。そして、一方、障害児以外の他の子ども達も付添いの母親へその子のことに関し疑問を発し、母親が答えていくという関係もあつて、ある程度、受け入れようとする姿勢も見られるのである。

しかし、それでもなおかつ、父母たちは、全然、教育の保障のされていない、又、されようともしない普通学校に我が子を通す将来の不安の為、就学期に達している現在、学籍を獲得した子どもたちの多くが、養護学校を受けようとしているのである。そして、このことは、二、三の学校が、一年前と同様に養護学校へ行くように半強制的に迫っていることや

出席日数が不足しているから、進級できないと言われていること等も基因していると思われる。しかし、このことに関し、父母たちは、養護学校が落ちれば、又、意地でも学校に通つていられるのである。
(大阪教育大学地域研究センター障害児教育研究会)

一日入園の基準

我々が現在かかわっている保育現場、一日入園とは、昭和四三年四月から、T市立通園施設A学園を借りて、T市手をつなぐ親の会(精神薄弱児をもつ親による全国的組織のT市支部)とT市市行政との共催により週一回(四四年まで隔週一回)在宅知恵遅れの児童を対象として保育を行なつていっているものである。一日入園は開始当初、その入園基準(1・Q・30)以上、七五以下で指導効果の期待できるもの、身辺自立が可能なもの等)によつて、A学園に入園できない年長児・重度児対策としてのニーズを有し、小規模なものであつたが四六年を転機とする急激な低年令児(三才と五才)の増加により、当初のT市の位置付け、A学園入園待ち児童のための保育の場としてだけでなく、一、就学猶予・免除を受けA学園に入園できない年長重度児の唯一の集団の場、二、精神薄弱児就学前教育の場

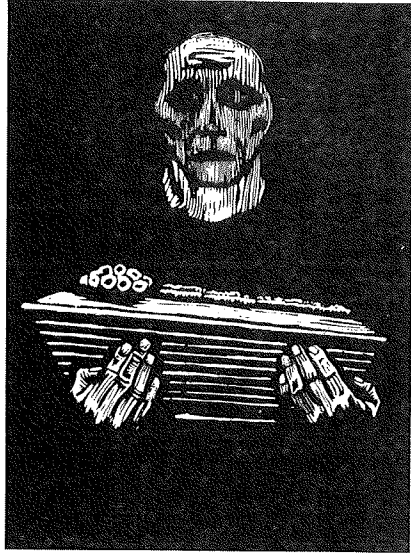
(A学園入園希望者及び幼稚園・学校への入学(園)希望者の二つの現实的役割

を明確にしてきたといえる。しかしながら、週一回約二時間程の保育・保育はすべて学生ボランティアに任されている事。学生設備はA学園の借庫を主として、独自の設備がほとんどない事。又、行政管理が青少年保護係という親の会育成活動の一環としておこなわれている事等の粗末な内実を見るならば、その現实的役割に反して、一日入園存在そのものの曖昧性・T市における重度児対策・又幼児教育の場としてのおさなり性が暴露されているといえる。又、結果として、A学園「入園可能児」の選別に利用され、一方では重度児が収容施設・コロニーへという形で切り捨てられていった現実を踏まえるならば、一日入園はT市がその教育・福祉行政から切り捨てていた年長・重度児の存在によつて、市の教育・福祉行政の矛盾の集約点といえるものでありながら、重度児対策としての存在は単に一日入園に采園させられるだけという、背後に障害児の分断・切り捨てをひかえた偽物的ポーズにすぎなかつたといえる。そして、一日入園の現実的社会的機能の一方は、市の教育・福祉行政の中にあつて、在宅児の選別と、それによる中・軽度児の教育・訓練の場への吸い上げ・又重度児の切り捨てという役割を担つた差別政策であつたといえる。

あつたといえる。

このような状況をもつ一日入園にかかわる我々は、四三年開始当初、学大障害児教育研究会(旧障研)における実践活動の一端として、学生ボランティア活動を続けていた。しかし四六年にかけて、I市におけるY学園重度児差別告発運動、同年四月のS君入学差別事件に発する学大障害者差別種別闘争を繰る中から我々が認識したものは、前述した一日入園の偽物的存在の実態であると同時に、そこにかかわる学生ボランティア、つまり差別政策の一端を担うもの・補うものとしての己れの存在であり又、その活動であつた。

S君闘争に於て提起されたものは、その歴史過程及び現在に於ても日々行なわれている障害者差別の実態であり、そこに貫徹する資本の論理であり、そして何より日々差別の内部に於ける健常者としての我々の立場に差別をする側(自らの差別性)であつた。このような認識の下に我々が把えた一日入園の存在とは、一方では単にT市行政内のみでなく、現代日本の教育・福祉行政の一環としての社会的地位及び役割であり、他方学生ボランティアとしての自らの偽物性・子ども達に対する我々の立場性であつたといえる。



死人だ子ども 1925年

現在の全国的規模での障害児に対する教育・福祉行政の主幹は、社会的適応可能児、の特殊学級・養護学校内等に於ける教育と、要保護児、である重度障害児の「コロニー」収容施設への受容であるが、この一見バラ色に包まれた教育と福祉の進展が極だった一つの論理＝資本の論理に貫かれていることを我々は見なければならぬ。一九六〇年代を転機とする日本独占のアジア進出と、それに伴う国際資本競争の激化に対する生産体制確立の必要性は、教育にあっては人的能力開発政策として提示された。障害児に対する教育・福祉の分野に於てもそれは貫徹され、一方で特殊教育の拡充整備策となり

(養護学校設置の義務化・障害児の早期教育昭和四六年六月中教審)、一方で「コロニー」をはじめとする重度児への福祉政策となった。即ち、労働力としての使用に耐えらるる中・軽度障害児の若年労働力不足を補う安価労働力商品としての学校教育内での育成、そして一方、労働力としての使用に耐えぬ重度児の集中管理「コロニー」という大施設への大量収容・集中管理による最も安価で合理的な隔離である。

以上の状況を踏まえるならば、先述した一日入園の選別機関としての機能は、明確に、大情況の一環としてのその姿を如実に現わしているといえる。

一方、ボランティアとして子ども保育にあたり、子ども達と対峙する我々の位置とは何であったか。そこに見出したのは、差別に加担する側、子ども達を抑圧する側としての自らの存在であった。即ち先に述べた一日入園の偽善性・差別性は自らの立場に返すならば、学生ボランティアとしてそこにかかり、運営に加わる我々が、その差別機構を維持する側に立ち、専任保母すらおかないその偽善性の陰蔽者として存在していることに他ならなかった。学生でありつつも保育一切を担当し、否や応なしに子ども達を教育する側に立たねばならなかった我々の立場の特殊性は、単に親念的に差別性云々が問題となるのみならず、現実日々接する子ども達から鋭くその立場性を暴露される(例え、それが無言であるにせよ)場へと我々を立たせたのである。又、それは保育にあっては、我々に現場教育労働者は有する同質の問題、即ち、教育する側にある管理者としての立場性、そして自らの理念の如何にかかわらず体制価値権力の要求でもってしか子どもの存在を抱えられず、又それによって子ども達が体制に裁かれているという矛盾をつきつけていたのである。そのような我々の立場性をいかにとらえ、反権力、障害者解放闘争を展開し、同時にその中で子ども達と我々との相反する関係を止揚

していくかが、我々につきつけられた課題であったといえる。

具体的な活動の原則

このような志向の中で、我々が具体的活動の原則としたものは、一、一日入園のかかり、子どもとのかかりを自己の行動の原点とすること。二、保育の充実をはかると共に、家庭訪問・ホームヘルパー、母親教室等の更なるくい込みから一日入園の充実へ、三、二と同時に、来園児の就学・就園の運動を展開し、外部へのくい込みをはかる。であった。

ここに示されるように、我々の自らの立場性への認識は、自らがボランティアである事からの脱脚志向へ向い、それを更なる一日入園へのかかりに向けることによって、保育と運動を二つの焦点とする情動的環流の拡大の中に自らの思念の展開を試みようとしたのである。これらの志向に基づき、具体的活動を続ける中から、現在のB学級が設立されたのである。

B学級設立の背景には、一日入園における母親の日数増要求運動が見られる。これは、先述した我々の具体的活動を推し進める中で、母親自らが一日入園の曖昧性をとらえ、保育に対する要求を、一つの運動として、日数増要求にまで盛り

上げたものといえる。一日入園の存在の偽隣性、矛盾を考へるならば、この日数増要求は、矛盾の拡大であり、抜本的な問題解決を遂行化するものであるといえるかも知れない。しかしながら、障害児をもつ母親が社会的にも、日々の日常生活においても個別分断され、孤立化された状況に置かれ、一日入園というおぼざるの場にすら頼らざるをえない現実、又その存在の曖昧性から発して、これまで定着性がなく絶えず流動的であった、子どもと来園状況をみるならば、一日入園において、母親らが、自ら、保育に対する要求を出した事は、一日入園における内部矛盾告発のエネルギー突出の発端となったといえよう。この日数増要求については、四六年二月頃から現在まで、その運動過程においては、盛衰が見られるが、一日入園における母親及び保育者としての学生側からの市及び親の会に対する運動としての主軸を為している。これに伴い、専任保育要求、又、個別母親の就学運動を進める中で、更に、一日入園の存在の偽隣性が暴露され、それに曖昧に対処しようとする「市福祉・教育の姿が浮き彫りにされつつある」といえる。又障害児をもつ親の一致団結を叫ぶ親の会そのものが、その管理的側面からは、個別母親の要求に対して、抑圧するものとしての機能をもつその姿を浮き彫りに

してきたといえる。現在、四月を前に、九名の来園児が就学問題をかかえている。就学猶予・免除を出さない確認のもとで個別母親の運動が展開されているわけであるが、そこで我々が打ち砕かなければならないものとは、時には曖昧な、又時には固く不変な態度をとる教育委員会や教師ではなく、現在行われている教育内容そのものであるといえる。通園施設・養護学校・特殊学級から閉め出されている一日入園の子どもたちは、現在の「できる子・できない子」によって明確に区別し、選別していく現在の公教育内容そのものから閉め出されてしまうのである。その子ども達が学籍を確保する事は、結局現在の公教育内容そのものを問い直し、打ち崩していく意味を持たなければならぬといえる。我々は、このような問題を踏まえ、今後の就学・就園運動を闘かって行かなければならない。又、一方で、その運動の基盤となる一日入園そのものの充実をはかる運動、日数増要求、専任保育要求を現実化していかなければならない。その運動の基盤となるものはあくまで、子どもと保育そのものであり、我々はその日々の保育において、現在の公教育内容に対しアンチテーゼとなりうる保育内容、子ども自身が口づけるものとする保育内容を探り出して行かなければならないといえる。

このような一日入園における運動及び志向の中から生み出されたのがB学級である。B学級は昨年一月、一日入園日数増要求に対する親の会、市行政の拒否の態度に対し、一日入園の母親と学生の手によって創り出された。当初一日入園の児童二名で、I市の教会で開始されたが、現在では府下七市にわたって、三六名の幼児、児童が来級し、I市私立幼稚園を借りて週一回の保育を実施しているものである。月額五〇〇円の母親の運営費負担の下に、学生と母親の共同運営としているが、公的保障を一切受けていない状況にあって、ボランティア活動の域を出ず、設立当初、学級をエネルギー結集の核とし、その存在をステップとする事によって、各地区ごとの個別要求運動を拡大、深化させ、又、学級独自としての運動を、その在学児存在の実態から構築していくという目的性、又、学級に於ける在学障害児存在の実態より発する障害児の教育権奪還（ブルジョア諸権利奪還）から障害者解放への運動の展開と、一方、同時に自らの保育実践の中で現行公教育執行そのものへのアンチテーゼという保育理念を創出していくという志向性、それらにもかかわらず、B学級そのものは体制補完物としてしか存在しえなかつたといえる。B学級においても、現在就学問題をかかえ、個別市教育行政

に対する脱就学運動を展開しつつある。と同時に、人数増が保育への影響をもたらしている現在において、B学級そのものに対する公的保障の必要性が叫ばれ、各市乃至は府行政へのくい込みがせまられている。B学級はその現実の必要性に対して、性格上の問題から、公的保障要求に関しては、幾多の困難をかかえている。一日入園と同様、B学級においても、障害者解放へ向けての地域闘争化をはかり、そこにおける我々の立場の特殊性に立脚した教育闘争と保育実践を今後如何に推し進めていくのか、そこにおいて、母親との緊張関係を見い出しつつ、如何なる運動を展開するかが問われているのである。（大阪教育大学地域教育研究会）

（障害児教育部会F）

評者は文学部四回生
おおすぎ、えいいち
福村出版・七〇〇〇

「しいのみの子供たち」翼地三郎
～徳間書店・六三〇〇

編集委員会注
「障害児」等の単語は「健常人」等に対置するものとして存在し、我々はこれらの言葉が重い意味を持って存在している現象を見つめねばなりません。
尚、編集委員会の技術上のミスのため、文章中のこれらの言葉に「」をつけられなかつたことをお詫びし、読者には、これらの類の言葉全てを「」つきものとして読まれんことを希望します。



死と女 1910年

「第三帝国のドイツ文学」

フランツ・シヨーナウアー著

小川 悟
植松 健郎 訳

「第三帝国のドイツ文学」の語るもの

山村嘉己

1

わたしは、この二、三年、文学部において文学概論の講義を担当しているが、昨年、そのテキストとしてこの「第三帝国のドイツ文学」の訳者、小川・植松氏らとともに、同じ福村出版から発表された、「文学は何ができるか」を使用した。ところがこの本に関するレポートを提出した学生諸君の中の何人かは、先ずこの本の標題に関して頬に火の出るような羞恥心を感じ、電卓の中でもっていてもそっ

と遠くの網棚の上に乗せておいたと告白した。さらにまた、わたしの講義の態度はあまりにも文学をすることの意味づけに走りすぎている。文学は要するにもっとたのしいものでとくに意味づけることもいらないではないか。あるいは、ひとりひそやかに魂とかわす対話で十分ではないかという意見が多く見られた。とにかくにも彼らの考えの中では文学の意味づけはつよく拒否されていたといつてよい。そして、これははたして喜ぶべき現象なのだろうかというのが、こしば

らくわたしの脳裏を去らぬ疑問なのである。つまり、わたしの考えでは、文学や芸術は人間のあり方の根源にかかわる重大な契機なのであり、大ききにいえば国家や文明の危機においてはいつもその存在の意義を強調されるものであって、だからこそ、今日においてはその意味づけがとくに必要なのではないかと思われるのに、若い学生諸君はますますそんなものはいらないという。ということは、現在には、わたしなどが憂えているほど危機的ではないのか、それともその危機を危

機と感しないほど頹落の度合は進んでいるのか。まさしく「それが問題なのだ。」わたしは、いま、第一次関大闘争のあの熱っぽい奮闘気をしみじみと思いかえしている。あの運動がいろいろな爽雜物を含んでおり、大きな偏向を招いたことも事実である。しかし、大学とは何かという原点に帰り、さらにその中でも文学を学ぶとはどういうことなのかを学生諸君と煮つめ合った体験をわたしは忘れていくことができな。そしてそのやりとりの中、文学という、いうなら

ば精神活動の極限をもって、現実（じゆんじつ）に相渉（さうさう）るとは、はたして何なのかが問題となり、ひいては、文学を考えるということがそのまま「文学は何ができるか」という実践の間いかけならざるをえないこととを、わたしたちは、まさまじと実感したのであった。もちろん、文学が直接的に現実（じやうじき）に相渉（さうさう）することはできない。それはむしろ現実（じやうじき）の裏への虚の対置という意味で、負への方向づけを背負うものだというのがおぼろげながらつかみかけたわたしたちの結論であった。いまよく問題となっている文学の衝動性も、政治性も、党派性もすべてこの負の領域においてとらえられねばならぬということであった。小川氏の言葉をかれば、（一）筆は一本、箸は二本、所詮はかなうものではないといつた考え方が心のどこかにきわめて根強く巢食（すく）つていながら……遊離所を探すこととはせず……心底私達は文学というものを身につけて風雨の中で突立っているという気持があったのである。このわたしたちの原体験とは、はじめにふれた現在の学生諸君の含羞とを、その文学的レトリックは別にして十分比較されたい。そこにただならぬ危機の高まりを感じるのはわたしの錯覚にすぎないのだろうか。

書評というものに一定の形式があらうはずはない。従って誰がどの本をどう批評しようとするかは自由である。しかしこの「第三帝国のドイツ文学」を、よりによってフランス文学のわたしが論じるのはまことに皮肉なことではあるまいか。現にこの本の最初の「先駆者たち」の中で、ラングベーンのいっている次の文章を見てもらっても、独・仏両国の対立感が、とくに独側にとつて深く強いものであることは明瞭であり、それゆえ、わたしの發言は単に門外漢のたわ言どころか敵側からの批評という迷惑至極のものになる恐れなしとはせぬくらいだ。「パリは飛突婦と放恣な民主主義の都である。ここでは社会憤習の疾患に加えて、政治的疾患がある。この二つのファクターはドイツ民族がかつてそれらに媚を呈し、また今も呈しているということを含めて、その心の深層部において憎悪されている。それら二つは『フランスの疾患』としてドイツに侵入してきたのである。それら死を賭して、でも克服されねばならない。」

（本書二頁 傍点筆者）

この民族的憎悪とその裏返しとしての優越感こそが、実は第三帝国の民族社会主義を根柢から支え、ついにヒトラー

をうみ出した根本的な発條であると思えます。まずまず足はすくむばかりである。

しかし、そのわたしをしてあえてこの暴挙にかり立てたものは、先ずは、はじめにのべたこの数年のわたしたちの文学研究における友情であった。わたしたちの考えでは、文学研究は、現在にははや狭い学科別のセクト主義にとらわれることなく、たとえ言語的の障壁はあっても、もつと総合的になされるべきものとなっていた。比較文学の世界的な発達、各国における目ざましい文芸社会学の発展などは、世界的にもこの傾向が強められていたことを意味している。とくに一九世紀以降の近代文学においては、日本のようなローカル文学までを含めて汎世界的な交流がなされたのであって、たとえ先の引用文につづいてラングベーンが問題にしたソラの自然主義などはまさしく日本の現代文学にも大きな波紋を投げかけていることは周知の通りである。

この同じ問題意識の中にあるといつた共同体的感覚がわたしをこの本の世界に入りこませた最初の原因であったことはたしかだが、それよりもつと深くわたしを動かしたものは、この『第三帝国』におけるドイツ文学のあり方が、わたしにとっては危機的狀況における文学のもつとも典型的なひとつに見えたということである。前節でものべたように、文学

3

は国家や文明の危機にその存在意識を強調されることが多い。従って文学の意義が強調されるということは、逆にその文学を支える社会全体に大きな頹落への傾斜があるということになるのであるが、その段階で文学が重視されるべきなのは、文学にその危機をくつがえず実際の努力があるからではなくて、すでにのべた負への志向という本性が必然的に危機感を高めるものだからだという点を忘れてはならないのである。文学にそうした實際的な有効性を期待することは、それこそまことに危険なことなのである。この「第三帝国のドイツ文学」は、ヒトラーを中心とするナチス・ドイツがいかに巧妙に、全力をあげてこの文学の実効性を強調し、利用したか。そして、その策略にのつた詩人ティヒター、作家たちがいかにたあひなくその魂を売り渡したかを、はつきりとわたしたちに示してくれる。シューナーの筆は残酷なまでの丹念きでその経過を追うのである。

この本の原著者、フランツ・シューナーは一九一〇年生まれで、ヒトラーユーゲントに参加したこともあり、戦争も体験したいわゆる戦中派のジャーナリストであるが、この文章は彼が一九五九

年、連続放送を了した原稿に手を加えて発表したものだという。―その意味では訳者たちにあえて申し上げればもう少し砕いた訳文にしていたらどうかとさらによかったと思うが、そして、自らが序文で言っているように、「この『試み』の目的は二様である。すなわち論争を起こす起爆剤たろうと、また一方では、「第三帝國」を体験しなかつたか、それとも意識的に体験しなかつた世代に、当時のドイツ文学はどういう状態にあったのか、そして何故権力者たちは彼らの目的のためにドイツ文学を「利用する」ことができたのかということも明らかにしようとするものである」が、このきわめて闘争的な性格と、ジャーナリストの作品であるという点が、権威主義的なドイツ学界では必ずしも歓迎されず、従つて日本においても正統な(?)ドイツ文学者からあはれ敬遠されていくと仄聞したことがあるが、もしそれが事実とするならば、それをあえて訳出した訳者たちの意図を付度すれば、まさしく原著者の目的を十全にくみとり、この「試み」を今後文学がそうした「利用」を受けたいための布石としたいという点にあったと想像されるのである。

さて、この本の構成は、「先駆者たち」「新国家と知識人」「戦争譚美」「北極方ルネッサンス」「血と地」神話と

「民族固有の文学」「党の文学」「精神の亡命」という章立てになっているが、これを概括すれば、一、四、五の三篇はもっぱら民族意識の昂揚に利用された文学の姿を問題にし、残りの四篇は戦争を含んで政治というものにくり込まれて行った文学および文学者のあり方にふれていくとみることが出来る。

以下、その分類に従つていくつかの問題点を羅列してみよう。

4

「民族社会主義は：血と種族と人格の優れた英雄の学説を永遠の掬次の法則の学説と同様に認めるものである。かくて平和主義的、國際的民主主義の世界観およびその影響とは、意識的にも絶対に対立するものである。」(ヒトラー)「ドイツ民族の最も誇り高き防衛としての芸術」―この題の凄じきを見よ)ヒトラーはこの恐るべき宣言につけ加えて、芸術家たちに次のように呼びかける。

「芸術は、熱烈な使命である。同時代の一つの崇高な使命である。同時代の一族の心を養育し、その心をして歌わせ、語らせるために神意によつて選ばれしものは、全能の、彼を支配する強制の力に苦しむ……」(傍点筆者)

かくて、芸術は議論の外にあるもので神聖なものなのである。この呼びかけを受けた芸術家たちももちろん文学者も含めては喜んでこの神聖な労役に従事し、ドイツ民族のもつあらゆる美点をとり上げてみせる。このときパリを中心とするフランスの弊風、とくに文学的には自然主義のもつ病的な類處がよりよく排除され、文学においても最高の価値は健康であり、それこそまさにドイツ的なのだと強調されることになる。(「先駆者たち」の項)

さらに「北極方ルネッサンス」が呼び出され、ドイツ人は生物学的、精神的、文化的特徴に従えば、もっぱら北方的、ゲルマンのタイプに属するが、その古い血を今日に呼び返すことによつて、彼らの文化的、経済的「後進性」をむしろ「英女性」に高めることが意圖される。(「北極方ルネッサンス」の項)

この異常なまでの反ヨーロッパ的なゲルマン的傾向は、折しも工業化社会の諸問題からの逃避としての田園生活への回帰となしませになつて、農民の重要性を増加せしめる。「血と地」の神話が歌い上げられるわけである。しかし、この農民たちに土地がたやすく与えられるのではない。幾多の苦難が彼らの優秀さを証するためであるかのように与えられる。具体的な例としてあげられているハンス

・グリムの「土地なき民」の冒頭の部分を読んでいただきたい。(二一九―二三〇頁)その文の燃えるような高まりは、当時の民族作家たちの心的弊風を裏によく伝えているが、ショーナウアーによれば、この「土地なき民」のイデオロギ―はまさしくナチの植民地政策の一環になつていったということになる。彼は次のように結論づけている。

「いわゆる民族の文学とその神話化的曲解は次のごとく締めくくられる。すなわち、彼らが読者に提供した純粹の永遠にドイツ的なものは模倣以外の何ものでもなかつた。とりわけこのドイツ的なものは、文学を第三帝國の目的のため手ごころな宣伝手段にした。」(一四〇頁)

5

(「血と地」神話……の項)

以上のごとく芸術・文学はこそつて民族精神の復興という神聖な目的に動員され、大きな昂揚を示したのだが、ナチスのイデオロギ―に従えば民族と党は完全に一体化しているのだから、実はこの「神聖化」によつて芸術はまったく政治的に意のままとなるのである。はたして党は新しい知識人の会を組織して國家的な要請を押しつけようとした。その一翼を

になつたゴットフリート・ペンの演説の一節をみるとよい。

「精神の自由、われわれはこの言葉を長い間にわたつて聞かされてきた。しかし、それは自らを解体することの自由であり、しかも反英雄的なイデオロギ―ではなかつたか。：精神の自由、それは誰のために断念すへきであるか。答はこうだ。国家のために！」

ここには追いつめられた知識人の論理のすりかえの見事なパターンがある。この転換さえなされれば後は一瀟千里だ。例えばビンディングのように、この革命は宗教的なものだという意味づけさえなされる始末である。ゲッベルスが知識人のために新聞を作る方が労働者のために作るよりもっと容易だといつたというエピソード（七三頁）はそうした知識人の脆弱さへの痛烈な皮肉である。（「新国家と知識人」の項）

この弱さは当然のごとく戦争の野蛮さにも屈折した形でしか応じえず、数々の戦争讃美をうみ出すことになる。彼らは戦争が恐いしめて人間的でないと、戦争思想をけしめてもたらず、むしろ戦友精神の中にこそ人間の幸福があり、人間はこの幸福を戦争においてのみ発見できるのだと信じている軍人の集団のようだ。（こうした文学の例が数多く引用されている。）もちろん、戦争の中にもヒュー

マンズムの花咲く余地は十分ある。あるいは人間の偉大さをその極限状況の中で示すこともある。しかし、そのことが近代戦は大量の組織的殺人であるという事実を正当化しようとするがナチスのイデオロギ―は平然と次のように語るのである。「ドイツ精神の深さとドイツ魂の高貴さは、戦争や死や祖国の地平の前で、これら若き英雄たちの中で形象となり言葉となつたのである。宗教的内面性、芸術的鑑照力、推挙力、自然の美と充溢とに対する輝く感情、階級をこえた誠実な戦友愛といつたようなことが、鉄の剛胆さや英雄的な忍耐や聖なる覚悟のほどと結び合つている。：われわれは民族全体のためたゆまざる勤労に従事することで彼らにふさわしきものになることを誓うものである。」（F・ウィットコフ、『戦没学生の手記』への序）（「戦争讃美」の項）

以上の筋道を辿つてくれば、いわゆる民族社会主義ドイツ労働党なるものは、その起源から言へば政治団体的な意味での党派ではなく、むしろ民族の怨憤（この語はしばしば使用されてナチス体制のひとつの支柱であつたことが説かれているが、もう一方では反ユダヤ感情が二本柱の大きなひとつであつたことを忘れてはならぬ。）に支えられた軍隊の幹部機

構であつたことは、ショーナウアーの指摘をまつまでもなく明らかになつてくる。そしてこの組織の頂点にヒトラーという特異な個性が神のごとく君臨したのである。

今や彼の口からは 民族が語り
今や彼の心に 祖国が芽ばえ

今や彼の手の中で 帝国が熟すのだ。（ヨハネス、リンケ）

この神への讃歌はナチス・ドイツだけのことだとすませておけることだろうか。

同じような軍部の統制、同じような作家、芸術家たちの魂の奔流し。天皇は現人神におはすれば、と歌つた詩人が日本になつたのだろうか。ここに文学の集約性への安易な寄りかかりが生んだ恐い文学の、そして世界そのものの潰滅がある。しかも、それは潰滅ではなくむしろ昂揚だと錯覚させるだけにさらに恐るべき論議といわねばなるまい。（『党の文学』の項）

しかし、この踏々たる民族主義的、反人道主義的作品の氾濫の中で、第三帝国では公けには厳禁されていた市民文学も細々ながら、国外の処々で発表されることはあつた。トマス・マンの作品などはその最大の例証であり、戦後、そうした

立場の作家たちに対しては、精神的亡命による抵抗の文学という名称が与えられ、暗黒の時代の中の光明として高い評価を与えようとする傾向もあつたが、ショーナウアーは、これもまた一種の自己弁護であつて必ずしも大きく評価することはできないと断つている。「卑俗さと野蛮を前にしての、美と高貴さと永遠なるものへの逃避、永久不変なるもの守護者」という美名にかくれた非現実性を彼は許そうとしないのだ。結局「不断の妥協が文学を無害と不妊症の状態に追いつた」と彼は嘆くのである。（「精神的亡命」の項）

かくて、恐らくは彼自らをもはげしい苦悩に追い込んだであろう彼の「第三帝国のドイツ文学」に対する容赦ない論断はここに終るのであるが、作者自身も断つていふように、この本には結論的な判断はない。しかし、そのことは彼の無責任さを示すものではけつてなからう。文学がつねに負の領域からの現実への挑発であるという訳者たちを含んだわたしたちの特論からすれば、これはむしろ当然の帰結といふべきなのであろうから。

（ 評者は文学部助教
やまむら・かつみ ）

（ 福村出版 ）

差別の空間構造Ⅱ

末吉栄三

「戦後沖縄の住宅問題」

その1

請求した事、日本軍兵士が無断で村民の家畜を運び去るのに文句を言った事

これが三人のそれぞれの虐殺の「理由」である。この様に植民地支配者意識をまゐらした沖縄の日本軍は大本営の命ずるままに、その当時から「日本でも最高の人口密度」を持つ地域であった沖縄島の南部を主戦場に選んだのである。当然多くの住民は逃げ場を失って虫けらの様に殺されていった。沖縄戦における米軍の戦死者は二万五千〇〇〇人、日本軍のそれは九万人余に対し、沖縄住民の死者は一六万にも及んでいる事はこの戦闘がいかに意図的に沖縄人をまきこんでいったかが知れよう。ちなみに当時の沖縄の人口は薩摩藩等を差し引いては四五万人だったというから、三人に一人が殺された事になる。そしてさらに云えば第一次大戦中の日本々土における非戦闘員の死者数は二九万九千八百八人の事実を考へあわせればいかに沖縄の住民が意図的に「捨て石」として殺されていったかがうなづけよう。

1° 以上の如き戦争によって沖縄は文字通り焦土化し一〇万户にもなる大量の住宅が破壊された。当時七万余人の人口のあった那覇市においても破壊を免れた住宅は約二〇戸にすぎなかった。それ故、現在的那覇市の住宅はすべて戦後に建てられたものと理解してよいし、こ

0° 一九四五年三月末から始まった、いわゆる「沖縄戦」は日本の大本営の考へでは最初から「本土防衛の捨て石」であつたらしい。つまり八日本々土が米軍の攻撃・上陸に備えての戦闘準備をする間、できるだけ長く米軍の主力を沖縄に、とめておく事、これが沖縄にのりこんだ日本軍(第三軍)に課せられた任務であり、すべての作戦はこのひとつの事

できるだけ長く米軍を沖縄にとめておく事、を軸として立てられた。そこでは日本軍兵士達さえ「捨て石」の運命を負わされた集団であつたから、ましてや沖縄のすべて、人間・自然・文化等のすべては当然の事として第一番目の

わたしの

研究ノートから

それは沖繩島の殆どの市町村においても大略云える事だ。しかし宮古群島や八重山群島等の琉球列島の他の多くの島々では戦闘のなかつた所も多く、この様な島々には戦前から古い住宅もかなり多く残つてゐる。最もその大部分はたび重なる台風で破壊され急速に鉄筋コンクリート造に変わりつゝあるが……米軍は日本軍と沖縄住民を沖縄島の南端に追いつめていきながら、一方では補給にした人達を島の中北部地域に収容所を作り収容していった。沖縄戦が終了する頃(一九四五年六月下旬)にはこの収容所は二カ所になつた。「沖縄全島がディストリクト(地区)に分けられ、地区の下にキャンプ(収容所)がおかれキャンプにはそれぞれ番号がついていた。注⑤「収容所の建物は米軍の建てたテント小屋や戦備を免れた家畜小屋等屋根のついたあらゆるものが使われたが、それでも一九四五年一月の調査によると二カ所の収容所に三二万五〇〇〇の人口が集中し、一つのテントに数家族が同居、「晝一枚に二人住んでゐる計算になつた」という。住民の旧居住地への移動が許されたのは一九四五年の年末頃からで、それ迄は一切の移動が禁止された。その間に米軍は沖縄の各地の調査・検討をすすめ、恒久的基地として収容・確保すべき地域を決定していったと思はれる。米軍が沖縄を

恒久的に基地として使用する決意をしたのは中国革命の勝利(一九四五年一月)後とか朝鮮戦争の頃とする話もあるがこれは違ふ。彼等が明らかにその占領の当初から沖縄を少くも重要な基地の一つとして作りあげていくつもりだつた事は、一九四六年二月に米軍の軍政府政治部長が「住民は、那覇には永久に帰れない」(傍点未吉。以下同じ)と表明した事や、さらに三月には同部長が「沖縄の首都をどこにするか、但し那覇は考慮に入れず、中城、天願、嘉手納、読谷も除外し、永久的な都市として、充分研究決定せよ」と沖縄側に諮問している。注⑥事実からも領ける。つまり、那覇、中城、天願、嘉手納、読谷は米軍が基地として使うから、沖縄の首都はその他の所に「決定しろ」と言う事なのであり、しかも「那覇には永久に帰れない」とか「永久的な都市として」首都となるべき場所を決めると言う事は、これらの基地を米軍は「永久に」使用するつもりである。そして米軍が日本の全面降伏から僅か半年ほどしか経つていない時期に挙げた以上の地域は、その後今日まで沖縄が米国の東南アジア侵略と中国封じ込めのキーストーンとしての役目を負わされてきたその心臓部ともいえる地域であり、換言すれば「沖縄」を八基地沖縄にしてゐるソ、モノ、なのである。例えば那覇の軍港と飛行場、嘉

手納の飛行場(極東最大といわれ、つい先日 一九七二年一月)もB-51が二〇機も飛来した)は知らぬ人もないし、天願は去年全住民の怒りの中を膨大な量の毒ガスを積み出した軍港のある所だ。

2. 以上の様な経過をへて住民は旧居住地に移動を始めた。しかしそれはもちろん厳密な意味で「以前に自分の家のあった場所」ではなかつた。先述の様に米軍は広大な地域を基地建設のため確保していたから、当然その場所への旧住民の復帰は全く禁止されたし何らかの「調査中」の地域も同様であつた。例えば那覇市に關して言えば、現在でも同市はその市域の約三分の一にも及ぶ地域を軍用地として接収されている。(市域面積約三五・七八畝)に対して米軍用地約一〇・五三畝しかも住民が移動を許された地域は殆んど戦前は、たんぼや低地地だつた場所であり丘陵部等の自然、気候条件の良い地域はそのまま米軍の手に渡つてゐる。住民はその様な場所でもテント村を作り戦後の生活を開始した。最初は一つの正方形のテントを布切れ等をカーテンにして四等分し四つの家族が居住していたが、その後次第に軍作業で手に入れた板切れで隣の家族との間に間仕切りを作り、後にはそれぞれの家族ごとにならツクを作つていった。

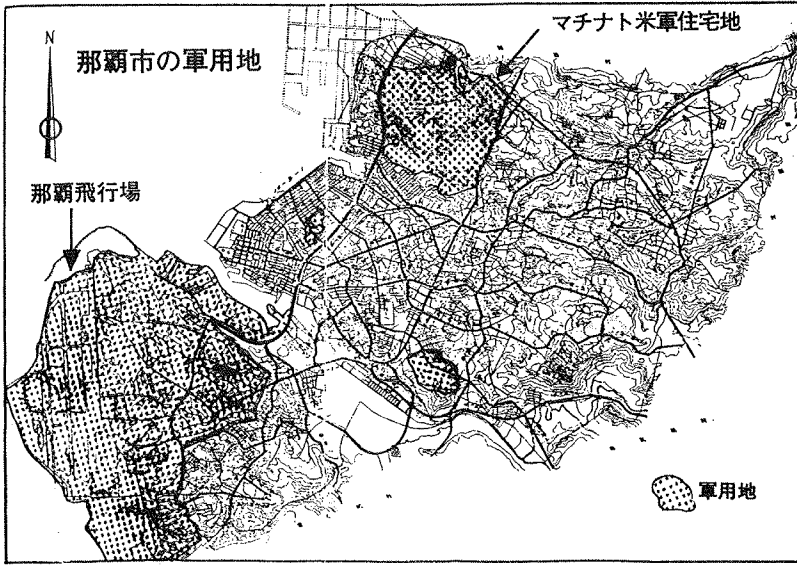
一方米軍政府もこの様な状況に対処すべく一九四五年の末頃から応急住宅の供給を始めた。これは一般に「規格屋」と呼ばれる一・五間×二間の部屋に六尺×八尺の台所のついた六・三坪(二〇・九㎡)の平屋で、主構造をすべてツウ・パイ・フォアとし五寸釘のみで組み立て、屋根は茅葺き、床はベニヤ、壁は板張り又はテント張りを標準としたが要するに手に入る材料は何でも使用された。この「規格住宅」は敗戦直後沖縄最大の収容所のあつた石川を始め那覇、コザ等に人口比率で無償配布され一九四六年から四年迄に七万三五〇〇戸(当時の人口を約三十五万人とおさえ、五人家族で割算)建設されたと言われるが、実際には港湾荷役等の軍の作業に出たものにしかならなかつた様で作業員に住宅を与える時は軍側で月に何時間以上働いた者という条件をつけ「条件を守らない住宅はとりあげられた」という注⑦、私達が調査した地区でもこの「規格住宅」をもらえたという人はむしろ少数であつた。もたれなかつた人達は自分で板切れを探し集めバラックを作るのがやつとであつた。この「規格屋」の大部分は台風等で倒壊したり、老朽で建て替えられていたが、那覇市や石川市の都心部には、現在でも散見される。(なおこの「規格屋」の主構造材であつたツウ・パイ・フ

ニア（縦二インチ・横四インチ）は最近になって日本でも注目され大手の住宅産業屋が統々と採用しだしている。）

3. このテナント村「規格住宅」あるいはバラックへと進んだ地域とその周辺部が現在の那覇市の都心市に、恐らく五〇ヘクタール以上にも及ぶと思われる狭小木造者約住宅群を構成している。この様な地区の環境・住宅の問題に関する少し詳しい話は次回に譲るが、ちなみに那覇市の人口密度は二〇〇人／ヘクタール、都心部のこの様な老朽住宅地域の町別密度は五〇〇人／ヘクタールを越える所もあるのに対し丘陵部の自然条件の良い場所を接収した米軍住宅地（マチナト米軍住宅地）の情況は、六〇万坪の広大な土地に人口四七〇〇人、何と一ヘクタール当り二四人である。

4. 沖縄で「公営住宅法」が公布されたのは一九六一年である。（日本本土のそれは一九五二年）これは琉球政府の立法であるが、それ以前の公的住宅供給はすべて米軍の融資、補助によるもので、一九五〇年に設立され五九年まで続いた「琉球復興金融基金」による「復金住宅」、さらにそれを発展させた「琉球開発金融公社」（一九五九年設立）による「開金住宅」がそれである。前者の「復金」は米軍政府が本格的に「沖縄援助」をした最初のものといつてよく、前年（一

九四九年）の中華人民共和国の成立に露骨に反応したものであり、一九五〇年四月朝鮮戦争を開始する二カ月前に設置された。さらに後者の「開金」は一九五四年のアイゼンハワーによる「沖縄基地の無期限保持」声明以後激化した米軍の土地取り上げがそれに対する沖縄人民の強烈な土地闘争によりある程度の後退を余儀なくされた年、（軍用地三法案公布、一括払い廃止）そしてキューバ革命が勝利した年でもある一九六九年に「住民の福利安寧を増進し、琉球経済の発展を促進させるため」として設置されたものである。この二つの融資制度による住宅は一九六九年迄に合計三万四七三二戸建設されたが、今日的に特に重要な問題としてはこの制度により建設された住宅のほとんどが「耐火構造」——つまり鉄筋コンクリート造であり、堅い建物だという事——の「持家」（個人住宅）をかなり普及せしめた事、さらにはその様な「耐火個人」住宅という住宅に対する考え方を一般的に、誰の頭にも住宅と言えはすぐそれが浮かぶほどに、拡がらせた事である。ここで米軍の住宅政策の方針についてまとめておくと、それは一貫して「耐火個人」持家住宅の推進であったという事だ。圧倒的な量の住宅難世帯が存在しているにもかかわらず、公共住宅には目が向けられず、専ら「アメリカ風」



に個人持家住宅が政策の中心であった。その様な米軍の考え方に、相俟つて事業主体となるべき市町村にも、いや琉球政府にさえ、その事業を裏づけるだけの金もなかった。かくして戦後の沖縄において、最も重要な政策となるべきであった公共住宅の建設は決定的に立ち遅れてしまひ、今日の沖縄島の住宅・都市問題の重要な側面を構成する、都心部における膨大な量の狭小老朽木造住宅群の沈でんと、都心周辺部の丘陵地を米軍に取りあげられた事により、さらにそれをこえて外辺部へとスワローを続けている。これ又狭小・耐火の個人持家住宅群という表裏一体となった二つの情況を決定づけていたのである。(一九七二年一〇月)

注(1) 書評 第二〇号 巻頭言

注(2) 大田昌秀「近代沖縄の政治構造」
勸章書房

注(3) 「沖縄の証言」 沖縄タイムス社

() 工学部助手
すえよし・えいぞう

で詣るゲルへ

肇 塾 中

わたしの
研究ノートから

バンベック(つづき)

ヘーゲルは若い頃から政治や社会の問題に非常に深い関心を寄せていた。あるひとは哲学者としてのヘーゲルのキャリアよりも政治学者(というよりむしろ政論家)としてのそのほうが長いときえ言っている。事実ヘーゲルが初めて公刊した書物は、匿名ではあったが、スイスの革命的な弁護士の書いた、ベルン地方の政治状況に関する書簡体の論文のドイツ訳であったし、彼が最後に(死の年に)公にしたのも「イギリス選挙法改正法案について」という政治論文であった。そしてその間に彼はいくつもの重要な政治

論文を書いたのである。(これらについては岩波文庫の「ヘーゲル政治論文集」二冊を見られたい。)

このように政治的・社会的現実に対して深い関心と鋭敏な眼力とを備えていたヘーゲルは、当然のこととしてジャーナリズムを尊重した。「毎朝の新聞を読むことは現実的な祈りである」という彼の言葉のなかに、私たちは彼がジャーナリズムに対して抱いていた関心の深さを聞きとることができる。そして遂に彼はこのバンベックで実際に新聞編集のことに携わるに至るのである。

ヘーゲルはさまざまな事情から一八〇七年にイエーナを去らなければならなくなった。(これについては拙著「ヘーゲル」(中公新書)を見られたい。)その時いわば救いの手を伸べてくれたのが友人のニートハンマーで、彼の口ききで、ヘーゲルは「バンベック新聞」というものの編集を手がけることになった。

数年前のことだが、私はドイツの古本屋のカタログで見つて「バンベック新聞」における新聞の起源」という小冊子に入れた。これはある女性がミュンヘン大学に提出した学位論文らしいが、それによると、「バンベック新聞」(バンベルガー・ツァイトUNG)はツァーレイという人物によって、一七九六年一月に創刊されたという。この人物はさまざまの経緯

の後、一八〇六年一月に最終的にバンベルクを去る。ヘーゲルがこの新聞に關係するのはその半年後のことである。

バンベルクという町は戦火を蒙らなかつたから、ドイツの古い静かな大都市の面影をたくさん残している。ここには大小二流のレーグニッツ川が流れ、小さい方は昔ながらの市の中央を貫いて、それに跨る橋の上に昔の市役所がある。この市役所を境にして以前は市の聖域と俗域に分れていたらしい。聖域には世界的に有名な聖堂や司教の居城や僧院がある。またここには日本にも来たことのある有名なオーケストラの本拠もある。

さて私はバンベルクに着いた翌日、ミューンヘンからやって来た長女と再会して、彼女とともに二、三日をこの市で過ごし、いろんな場所を訪ねながらドイツの小都市の静かな繁華を楽しんだのだが、ヘーゲルに関りのある「バンベルク新聞」というものはも今では発行されていないし、たつた一年しかここにいなかったヘーゲルの遺跡が（ハイデルベルクやフランクフルトでそうであったように）残っているとも思われなかつたので、強いてそれについてひと尋ねまわることもしなかつた。他のものを見たり、気分を味わつたりすることが楽しかつたからである。

ところがここでもつれい偶然が私を

見舞つた。ある日長女と二三世紀に建てられた、ロマネスクとゴシックの中間みtainなドームを有する後、狭い石畳の坂道を下りて来て、かなり交通量の多い大きな道と交わる小さなフランクに出たとき、そこに私は思いもかけなかつたものを見出した。

街角の三階建の家の正面にこんな文字が彫まれておいたのである。"In diesem Hause wohnte 1807-1808 der Philosoph Georg Wilhelm Friedrich Hegel als Redakteur der Bamberger Zeitung und vollendete hier sein erstes Hauptwerk Phanomenologie des Geistes."

この家には一八〇七年から一八〇八年まで哲学者ゲオルク・ヴィルヘルム・フリードリヒ・ヘーゲルがバンベルク新聞の編集者として任んでいた。そしてここで彼の最初の主著である精神現象学を完成した。

この文章の前半は正しいが、後半は誤つていた。ヘーゲルが「精神現象学」を書き終えたのは、彼がまだイェーナにいた頃のことだからである。（ただしそれが実際に出版されたのは、彼がバンベルクに移つてからのことであつた。）もう黄昏も近かつたので、この場所を窺見たことだけで私は満足して、その家の扉を叩くこともしなかつた。そして長女と

その近くのカルメル会の修院を訪れ、その礼拝堂でたまたま行われていたミサの模様を見学して宿に帰つた。

ニュールンベルク

既に述べたように、ヘーゲルはバンベルクに一年しかいなかった。フランス占領軍の峻厳を極めた言論統制につづく嫌気がさしたらしい。（当時の彼は自分の境遇を「新聞奴隸船」と呼んでいる。）そして再び講演に戻りたいという強い希望を抱き、それをいろんなひとびとに漏らしていた。

この時再び彼に手を伸べてくれたのがニートハンマーであつた。この人物は当時バイエルンの学校教育の企画を樹てる役職に就いていたが、中等教育を改革する新しい方針を作つた。それによると高等学校の教科目のなかで哲学がとくに重要視され、校長は哲学者であつて、みづから哲学を講義すべしということになつてた。そしてニートハンマーは自分が樹てたこういう高等学校の教育方針を実行するなかで、ヘーゲルにニュールンベルクにある高等学校の校長の椅子を譲渡したのである。ヘーゲルは欣んでこれを引き受け、一八〇八年にニュールンベルクへ移つた。

ことにしたわけだが、バンベルクからニュールンベルクまではほど近い。鉄道によれば四〇分足らずの距離である。だから列車に乗つてまっすぐ行つたのでは苦がなすぎるというので、娘の発議でバンベルクからバスでバイロイトへ行き、そこで半日を過して、そこから鉄道でニュールンベルクへ向うことにする。

もちろんバイロイトはヘーゲルには關係がない。言うまでもなくこのフランケンの高原都市はリヒアルト・ヴァーグナーの名前と深く結びついていて、全市これヴァーグナーによつて息吹いていると言つてよい。最もドイツ的な音楽家がパッパであるか、ペーターヴェンであるか、あるいはブラームスであるか、ヴァーグナーであるかは人によつてその意見を異にするところであるが、ヴァーグナーの巨大で雄渾な多くの楽劇のなかには、ドイツ民族の原始の魂が偉らかに唱いあげられていることを否定するひとはあるまい。それに私はこの「ヘーゲル詣で」という題名についで彼の「Priesteramt zu Beethoven」からヒントを得たことでもあつて、ここを訪ねることにしたのであるが、この町で過した半日の間に私が見聞したことについては、直接ヘーゲルに關係が無いからここに記すことはしない。

さてバイロイトから汽車でニュールンベ



いけにえ 1922~23年

ルクへ着いたのはその日の夕方だった。例の如く駅の案内所でできるだけ安いペンシオンを紹介してもらって、そこに宿をとる。ハンス・ザックスに代表されるマイスター・ジンガーたちや、画家のアルブレヒト・デュラーの名前で知られる（もっとも〇世紀の中頃になるとナチ党の党大会やその戦争犯罪を裁く法廷で有名になってしまいが）ニュルンベルクは、一世紀以来の帝國都市で、その旧市街をとりまく真黒にくすんだ城壁と武骨な塔と深い空幕とは至るところに残って、その昔を偲ばせている。

ヘーゲルはこのエギディアヌム（エギディウス高等学校）の校長として、一

八一六年までの八年間を過ごした。そしてニート・ハンマーの方針に従ってみずから哲学を講義した。この講義を編集したものが「哲学入門」（フィロゾフ・フィッシェ・プロペドイテイク、岩波文庫に邦訳が取められている）であるが、この中に私たちはヘーゲルの哲学体系の初期の姿を見ることが出来る。

またヘーゲルはここで四一才で初めて結婚した。夫人の名前はマリイ、その実家トッヒア家はニュルンベルクの古い都市貴族出身の名門であって、こういう名家と姻戚関係を結ぶについて、ヘーゲルは少からず氣おくれがしたらしい。せめて大学教授になっておかなければ申し

ないとも考えたようである。

さらにヘーゲルはここで第二の主著を書いた。いわゆる「大論理学」という二巻三冊からなる大著である。そしてこの書物の中でヘーゲルはいわばアリストテレス以来の伝統的な論理学に対して巨大な痛棒を加え、それを根底からひっくりかえして、「論理学の革命」を遂行したのであるが、そのことはこの書物の冒頭にある「有は無である」という命題ひとつをとって見ても明らかであろう。ここに展開されたのが「天地創造以前の神の歩み」としての弁証法なのである。

それにしては原稿用紙に百枚ほどの論文にとりかかってさえ呻吟し油汗を流さなければならぬ私には、校長という激職にあつて学校教育全般の管理をやり、「哲学入門」にうかがわれるような密度の高い講義を準備して、実際にこれを講じながら、しかもこの「大論理学」のような大著を刊行するヘーゲルの強靱な思索のエネルギーはまことに人間のものではないような氣がする。ひとりヘーゲルには限らない。ドイツの大哲学者のほとんどすべてがそうである。日本の哲学者の著書は一度発表された論文の寄せ集めであることがむしろ普通であるのに、ドイツの哲学者たちの著書はいわゆる「書きおろし」であることが普通であり、しかもその量の膨大なことまことに恐るべきもの

がある。試みに「西田幾多郎全集」や「田辺之全集」とアカデミー版のカント全集やグロックナー版のヘーゲル全集とを並べて眺めるだけでもその相違は一目瞭然であろう。

(つづく)

文学部教授
なかの・はじむ

日中文化関係史の一面

(Ⅷ)

増田 渉

わたしの
研究ノートから

アヘン戦争の情報

アヘン戦争に関して、当時わが国に伝えられた風説書(情報)や記録類で、いま私の手元にある史料のうち、主要なものについて述べたい。

一般的に言えば、当時の情報としては、長崎出島のオランダ商館長(カピタン)から長崎奉行を通じて幕府が得ていた海外情報の一部として伝えられたものと、また長崎に入港する中国の貿易船から断片的に伝えられるものがあつた。「阿美姿兼聞」を蒐集した佐藤呂陰も、その序(明治二年、「岩陰任庵巻四に収録」)に「半に蘭商・蘭各の單報札記より務めて採訪を加え、積少を聚多に勉む、頗る顛末を稽ふるに足る。」(原漢文)といっている。

このうちカピタンからの情報はかなり具体的な状況を提供している。それは主として海外の新聞等に拠つたもので、ひ

ろく情報資料をあつめることができたからだと思われる。このことに関連して、福地核輝が次のようにいっていることは参考になる。核輝はその「新聞紙実歴」(明治二十七年、民友社、「僕任事談」に併載)に、

「余が十五、六才のころ、まだ郷里の長崎に在りて我節、名村花蔭先生に就て和蘭語を學び、稽古通詞たりし時に、和蘭人より年々來船の度ごとに「風説書」と名付けたる書面を出して海外の事情を長崎奉行に報告したり。当時幕府に於ては是を和蘭御忠節の一つとは唱へたるなり。名村先生は右書面を和蘭甲比丹より請取りて和解(翻訳)を成せるに臨み、常に余をして筆を採て其筆記を為さしめたりき。此「風説書」は甲比丹が如何なる方法にて出島(長崎のオランダ商館のあつたところ)に居ながら斯くは知り得るものにやと尋ねしに、先生「去ばなり、西洋諸國には新聞紙と唱へ毎日刊行して自國は勿論、他の外國の時事を知らしむる紙あり、甲比丹は其新聞紙を説(ん)んで専ら其中より重立たる事柄をば、斯くは書き記して奉行所へ言上いたすなり」と告げ、云々」といっている。オランダ船入港のとき、出島の商館には各種の海外新聞紙をもつてきたであらうし、カピタンはそれらから提出の風説を採取したのであらうが、ま

た特別の事態に関するものは、パタビアのオランダ総督から取りまとめた情報を送り、これを日本側に提出したもののようだ。パタビアの頭役からの申し付けでこれを提出すると書かれた風説書がいろいろのこつている。

『阿片風説書』

私がいま所蔵するものに「阿片風説書」と題する写本(三冊)がある。三〇〇年前から始まつた中国へのアヘン輸入、その禁制、密売、嚴刑などをしばしばくり返し、ついに林則徐が廣東へ赴任して、アヘンを焼捨てて以来の紛擾、開戦から外交交渉、各地での戦争の様相、最後に和議の成立から譯和条約文、および事後の小騒擾などまで、廣東、香港、澳門、厦門、上海、シンガポールなどからの情報もとり入れ、年月を追つて具体的に、こまかく記述したものである。

この「風説書」筆写本(江戸末期のもの)は美濃紙八〇枚ほどに細字で書きこまれ、それを一ツ折りにし、三冊に製本したのだが、内容は凡そ四回にわたつて提出された蘭文書面の翻訳が集めたものである。第一冊のはじめに、「和蘭曆數(西曆)一八三八年(天保九年)より四〇年迄、唐國に於てエゲレス人等

の阿片商法を停止せん爲に起りたる著しき事を爰に記す」と前書があり、第一冊の後半のはじめにも、同じように、

「和蘭曆數二八四〇年(六韓一一)より八四二年(阿年二)迄、唐國でエゲレス人の阿片商法停止に付(き)記録致し候事」という前書があり、第三冊には一八四一年から一八四二年(四月)迄のことを、第三冊には一八四二年(五月以降)から一八四三年までの「格別のことを記録致し候事」と、それぞれ前書がつけられて、以下状況の経過が簡条書きふう述べてられている。

この第一回の提出訳文の末尾には次のように記されている。
「右の趣、咬嚼(当時のバタバヤ)職役の者(バタバアのオランダ総督をいう)より申上候様、申付越候に付(き)奉申上候。かひたん、えてゆあるとからんてぞん」とあって、このカピタンから提出したものを翻訳した点について、次の行に「右の通申出候に付(き)和解仕(り)、原書(原文)相添(え)差上申候」と記し、「子七月(すなわち一八四〇年七月)と年月を入れ、「中山作三郎石橋助十郎」とこれを翻訳した通詞の署名がある。

「風説書」提出の義務づけ

バタバアの頭役の者から申し上げるようにと、出島のカピタンに申し越してきたので(長崎奉行まで)提出する、というものである。これで見ると特別情報(「別段風説書」)はバタバアのオランダ総督が、取りまとめて報告したことが知られる。この「風説書」に限らず、ほかに「咬嚼吧の頭役の者(「都督職の者」としたのもある)から申しつけて来たから」といっているものは少くない。

当時オランダは、西洋でただ一國だけ日本と通商が許された特恵待遇を得ていたわけだが、その代わり海外情報を提供するのを義務づけられていた。もともとはヤソ教の侵入を防止する政策から出たものという。「通統一覽」巻四六「阿蘭陀國部」八(大正二年「國書刊行会」)に、

「寛永の頃、甲必丹ヤソウスなるもの、自後御制禁の黒船、及び諸外国変亂の異説等見聞の事、年毎に入津の時、告訴すべき旨言上す、爾來入津の船よりその書付を出すこと、恒例となれり」といひ、またその下に注記して、

「これを風説書といふ、歴年の風説書、「華夷変態」等に載るところ多かり、其主意もと南蛮邪宗門の事よりおこり、云々」

と説明されている。だがアヘン戦争に關する風説書などには、錯国日本を改竄するような意圖の見られるものがないでもない。因みに板沢武雄氏に「阿蘭陀風説書の研究」(昭和三四年「日蘭文化交流史の研究」所収)があるが、この「阿片風説書」については、何もふれていない。また同氏に「日本古文化研究所報告」第三(昭和二年)、「日本古文化研究所」代表黒板勝美らの「阿蘭陀風説書の研究」があり、正保元年(一六四四年)以来、延享二年(一七四五年)までの阿蘭陀風説書一五八種を収録し、附注を加えた史料があるが、延享二年以後のものはないので、この天保期の「阿片風説書」は収録されていない。また他にもこの風説書が活字になったものは見ない。

さて「阿片風説書」の話に戻ると、第二回目、一八四〇年から四一年末までの経過報告の訳文の後には、

「昨年差上げ奉るべき候所、(船が)乗戻候につき其の儀なく、右のまま當年持ち渡り候趣に候間、和解し差上奉り候」という通訳の添書がついていて、そして翻訳を全部終らないで、急がれるまま中途で提出したらしく、「此末の儀は近日中可奉差上候、以上」となっている。船がその年は長崎へ着かないで引き返したのか、着いたが風説書の提出は取紛れて

忘れたのかハッキリしない。とにかく昨年の分はそのまま持ち帰ったので、今年その分を提出するといっているわけだ。そして最後にはまた通詞(翻訳者)の弁解が書き添えられている。

内密で小人数で和解

「別段風説書和解差上之儀、追々御催促に相成、日夜出請仕候得共、右のエゲレス人の日記(日記とは年月日に對して事件の経過を記述したものの意味)を其儘阿蘭陀語に書取候書面に御座候得共、通例の和解物とは違ひ、其上御内密奉申上候儀候間、小人数にて不洩様、精々申談候儀に付ては何分抄取り兼(候)所、半ば出来仕候間、先(づ)此分相納申候相殘候分は云云」といひ、「寅七月」と記し、「目付大小通詞印」とあって、その目付、大通詞、小通詞の氏名はこの筆写本では省略されている。

この「風説書」に限るのかどうか知らないが、右の引用文に見るように、これは内密に申上げねばならぬものだから、小人数で分担し洩れないようにしたため翻訳が抄りかねたといっている。単に官庁の秘密主義だから、それとも事件そのものの一般人心に与える相当な影響を警戒したのかも。

〈読者の声〉

読者に積極的に参加していただき、書評運動について理解を深めていただき、書評を通じて、読者間相互の対話を復活させてもらおうと共に、我々の無意識の硬直化を防止し、読者の反応や、欲求を充分に汲みとり、常時、弾力的な運動を展開するという趣旨から「読者の声」を設定します。

- 原稿の返却には応じかねます。
- 原則として400字詰原稿用紙3枚以内とする。(1000字程度が適当、また短かくすることがあります。)
- 住所、氏名、職業(学部、学年)、電話があれば電話番号をご明記ください。尚、匿名希望の方はその旨ご記入下さい。
- 採否のお問合せにはお答えしかねます。

どうか、お気軽に、ふるって御意見を
お寄せ下さい。

投稿大歓迎 編集者募集 モニター募集

この後の部分も、同じく「寅七月」に提出されているが、添書に「右は先達で奉差上候末段の儀、此勘和解出来在候に付(き)奉差上候、以上」として「目付、大通詞、御書物和解掛り、小通詞」と和解責任者の職名が並べられている。そして最後のところに「右の趣、咬咽吧頭役(の)者より申上候様申付越候に付(き)奉申上候」と書かれ、それに「かひたんひいてるあるへるとひつき」と署名し、次にまた「右の通申出候に付(き)和解任(り)原書(原文)相添奉差上候」

とし、「掛り 大小通詞 印」と書かれ、その氏名は省略されている。年月の記入はないけれども(筆写したものが落としたのか)内容からみて、寅年の翌年の入港船がもたらしたものに相違ないから、一八四三年の報告訳文で、わが天保一四年に当る。

わが当局者は詳しい 情報を得ていた

右の写本三冊は、なかなか詳細な情報記録であるが、翻訳係は「内密」が洩れ

ないように心がけたといっているところからみて、この筆写本は長崎奉行所か、あるいは江戸幕府へ届け出されたもの、後に関係者が写し取ったものと思われる。これで見ると、当時のわが当局者はかなり詳しくアヘン戦争の起りから、その経過、および結果までの具体的な情報を得ていたことが知られる。

このほか別に「広東日記」(一冊)と題するアヘン戦争の記録写本を所蔵するが、内容は前記「阿片風説書」と全く同じく、ただ筆写人がちがうため文字に僅

かの相違がみられるだけだ。相違といえ、前記「風説書」で「新古岡かびたん」と名前を略したところが、これにはその両カビタンの氏名が入り、また前記の書では「目付、大通詞、御書物和解掛り、小通詞」とその職名だけを記したところが「広東日記」では「三人の氏名がずり」と書き並べられていることだ。ただし「広東日記」の方は、前記「風説書」の約半分の量の記録で、一八四二年七月後の提出訳文で終わり、最後の講和のところには及んでいない。

(文学部教授 ますだ・わたる)

